



Kumamoto City

News Release

令和8年（2026年） 3月18日

笑顔いきいきプラン（第3次熊本市特別支援教育推進計画）（素案） のパブリックコメントの結果を公開します

熊本市の今後の特別支援教育の方向性を示した計画、「笑顔いきいきプラン（第3次熊本市特別支援教育推進計画）（素案）」のパブリックコメントの募集期間が終了しました。結果公表を行いますのでお知らせします。

- 1 意見募集期間 令和7年（2025年）12月12日
～令和8年（2026年）1月13日
- 2 意見提出人数および件数
提出人数 15名
ご意見の件数 40件
- 3 公表期間 令和8年（2026年）3月19日（木）～
令和8年（2026年）4月20日（月）
- 4 公表方法 熊本市ホームページ掲載、総合支援課での縦覧
- 5 公表内容 笑顔いきいきプランパブリックコメント結果公表について
素案に対してのご意見と本市の考え方
笑顔いきいきプラン（第3次熊本市特別支援教育推進計画）
笑顔いきいきプラン（第3次熊本市特別支援教育推進計画）概要版

【問い合わせ先】

熊本市教育委員会事務局 学校教育部

総合支援課 特別支援教育室

担 当：竹原 山田

電 話：096-328-2743

E-mail yamada.kotaro@city.kumamoto.lg.jp

文例12-2 素案に対してのご意見と本市の考え方

番号	方針	ご意見等の内容	ページ	本市の考え方	対応
①	方針1 共に学ぶ教育の推進	「インクルーシブ教育に関する理解推進・効果検証」の成果指標について、第2次計画には、こどもが共に学ぶことを「よかった」と感じる割合を指標として取り組まれていたが、笑顔いきいきプランに記載がない。こどもが主体の計画であれば、障がい児を含むすべての児童生徒の理解推進を高めるための指標を設定すべきではないか。また、保護者の意識も成果指標としてあけることで、熊本市がインクルーシブ教育を保護者も含めて推進していくという姿勢が伝わるのではないか。	14	P14方針1 共に学ぶ教育の推進の成果指標に児童生徒の「学校でみんながそれぞれの違いを認め、お互いを尊重しあって共に学び合っていると感じる割合。(児童生徒：R6:82.3% R11目標値:90%)」という内容の成果指標を追記します。また、保護者の意識調査についても検討してまいります。	対応1 補正修正
②		インクルーシブ教育の推進に関する目標を、もっと実際的なものにするために、モデル校を複数設置し、その報告を基に、さらにインクルーシブ教育を進めるなど、先進的取り組みが必要と考えます。	19	P19重点事項①「インクルーシブ教育に対する理解推進・効果検証」に示しているとおり、インクルーシブ教育のモデル校を選定し、「通常の学級における授業改善」「特別支援学校と小中学校との交流及び共同学習」等の視点から取組の成果を検証してまいります。	対応2 既記載
③		インクルーシブ教育を十分な人的支援や専門的支援等が十分に整備されないままに推進していくことで、障がいのあるこどもとないこどもの気持ちの分断が生まれてしまうことを懸念している。インクルーシブ教育を進めるのであれば、周囲の理解と支援体制が整った上で計画に位置づけてほしい。	19	P19重点事項①「インクルーシブ教育に対する理解推進・効果検証」に示していますが、インクルーシブ教育を行ううえで「支援体制の整備」等についてもモデル校で効果検証していくと同時に、支援体制の整備を図ってまいります。	対応3 説明理解
④		特別支援学級の担任一人で複数学年の8人のこどもの指導支援を行っているが、担任しているこどもの交流及び共同学習について行っての支援ができないのが現状である。インクルーシブ教育を推進したり、交流及び共同学習の充実を図るうえで学級支援員等のマンパワーを増やすことはできないだろうか。	19	学級支援員は、担任を補助しこどもたちが安心して学校生活を送ったり、特別支援学級在籍のこどもの交流及び共同学習を充実させたりしてくうえでも大きな役割を果たしています。学級支援員については、増員を求める声も多く、引き続き支援体制の充実に取り組みとともに、P19重点事項①「インクルーシブ教育に対する理解推進・効果検証」に示しておりますが、モデル校で「必要な支援体制の整備」についても検証してまいります。	対応3 説明理解
⑤		通常学級の中にも支援や配慮が必要な児童が増えている状況で、担任が一人の状況で、特別支援学級の児童との交流学習を充実していくうえで学級支援員等の支援できる職員が必要ではないか。	19	学級支援員が、担任を補助し配慮を必要としているこどもの支援を行ったり、交流及び共同学習を充実させたりしてくうえでも大きな役割を果たしています。学級支援員については、増員を求める声も多く、引き続き支援体制の充実に取り組みとともに、P19重点事項①「インクルーシブ教育に対する理解推進・効果検証」に示しておりますが、モデル校で「必要な支援体制の整備」についても検証してまいります。	対応3 説明理解
⑥		支援を必要としているこどもが通常の学級に在籍する場合には、学級支援員等の人的支援を十分に行ってほしい。	19	通常の学級にも支援を必要としているこどもが在籍しており、学級支援員が、担任を補助することで、こどもが安心して学校生活を送るうえでも大きな役割を果たしています。学級支援員については、増員を求める声も多く、引き続き支援体制の充実に取り組みとともに、P19重点事項①「インクルーシブ教育に対する理解推進・効果検証」に示しておりますが、モデル校で「必要な支援体制の整備」についても検証してまいります。	対応3 説明理解
⑦		共生社会の実現について外国にルーツを持つこどもとの共生についても理解を深めてほしい。	19	P19重点事項①「インクルーシブ教育に対する理解推進・効果検証」に示しておりますが、すべての教職員に対するインクルーシブ教育の理解研修の実施を行う際に、外国ルーツのこどもを含めた全てのこどもとの共生についての内容を検討してまいります。	対応4 事業参考
⑧		障がいを社会モデルとして考えるような視点を取り入れ、個々のこどもたちが考える授業も行われていくことを望みます。	19	P19重点事項①「インクルーシブ教育に対する理解推進・効果検証」に示しておりますが、すべての教職員に対するインクルーシブ教育理解研修の中で、「社会モデル」に関する内容も取り入れ教職員の専門性の向上を図ってまいります。	対応3 説明理解
⑨		特別支援学校を選択したこどもが居住地の学校にも籍があるのは素晴らしいことと思います。ぜひ、実現してください。	20	P20重点事項②「交流及び共同学習の充実」に示しているとおり「副籍」について検討していき、特別支援学校と小中学校で継続的かつ、効果的に実施できる形を検討してまいります。	対応2 既記載
⑩		インクルーシブ教育の推進について、特別支援学級に在籍のこどもが、通常の学級で学ぶことのみを目的とせずに、こども本人の安心・安全・学習権が最優先とされることを明確に位置づける必要があるのではないか。	20	P20重点事項②「交流及び共同学習の充実」にお示しておりますが、主任会や様々な研修会を通じて交流及び共同学習の目的について周知してまいります。内容としては、保護者との合意形成のうえで、豊かな人間性を育むこと、教科等のねらいを達成することの二つの側面を分かちがたいものと捉えて、計画実施していくよう周知してまいります。	対応2 既記載
⑪		現在、実施されている通特交流は、「通特経験後3年たったら必ず異動」であるので、本人の希望を考慮する等、異動による通特交流の検証を行い、教員もこどもたちにも意義あるものにしてほしい。	21	P21重点事項③「通特交流の検証」に示しているとおり、通特交流について検証を行い、研修計画を見直し、教員にもこどもにも意義あるものとしてまいります。	対応2 既記載
⑫		校内における通特交流で通常学級担任が支援学級の指導案を学期ごとに書くという研修は通常学級と特別支援学級担任双方の負担になる割には、期待される効果が薄く感じている。検証を行い、教員もこどもたちにも意義あるものにしてほしい。	21	P21重点事項③「通特交流の検証」に示しているとおり、通特交流について検証を行います。指導案を作成を求めておりませんが、より効果が高まるよう研修計画を見直し、教員にもこどもにも意義あるものとしてまいります。	対応2 既記載
⑬		通級指導教室を新設してもらっていることは素晴らしい。	23	P23重点事項⑤「通級指導教室の整備拡充」に示しているとおり、今後も、各校で通級指導を受けることができるよう通級指導教室の拡充を検討してまいります。	対応2 既記載
⑭		こどもの負担を少なくするうえでも、通級指導教室の巡回指導を充実してもらいたいです。	23	P23重点事項⑤「通級指導教室等の整備・拡充」に示しているとおり、一部支援を必要としているこどもが、各校で通級指導を受けることができるよう、巡回指導を含めた通級指導教室の整備拡充を図ってまいります。	対応2 既記載
⑮		通級指導教室での指導は、こどもの困りが改善するまで指導を続けてほしい。	23	こどもの困り感が十分に改善せずに指導期間が終了する場合には、就学支援委員会で継続審議を行い、必要性が高い場合には指導を継続しております。	対応4 事業参考
⑯		通級指導教室担当者の配置について、10年以上同一学校勤務とならないようにしてほしい。教員が不足しているのなら、放課後等ディサービス職員を雇用できるようにできないか。	23	通級指導は、学校の授業の一部であり、授業は教員免許を持つ教員が行うことが法律で定められた教育であるため、教員免許を持たない放課後等ディサービスの職員が行うことはできません。担当者の配置については、様々な要素を総合的に勘案し最適な配置となるよう全市的に調整しています。	対応4 事業参考
⑰		異動細則に、通級担当希望者は、特別支援教育の免許に加えて、STやSENS、公認心理師、臨床心理士、作業療法士、学校心理士、認定心理士、臨床発達心理士等の資格を持っている方を、優先的に採用することを明記することはできないでしょうか。	23	通級指導教室の担当教員の人事配置を検討するに際しては、従前から、小中学校教職員異動細則2の(1)「勤務実績に基づき、教職員の適性や能力の発揮に留意する。」、(2)「学校運営面から教職員の免許、指導力、性別、年齢、経歴等を考慮し、適材に適切に配置する。」及び(7)「特別支援教育の充実と振興を図るため、適材の確保に努め、その配置に留意する。」にしたがい、今回のご意見の中で挙げられた資格を有する者についても考慮しているところであり、資格の有無のみを優先するのではなく総合的に判断してまいります。	対応4 事業参考

2 多様な学びの場の充実	18	通級指導教室の巡回指導は、在籍校の担任と連携がしやすく効果的であった。	23	P23重点事項⑤「通級指導教室の整備拡充」に示しているとおり、一部支援を必要としていることも、巡回指導を実施する効果も大きいので、巡回指導を含めた指導の充実を図ってまいります。	対応2 既記載	
	19	高校では合理的配慮を受けることが難しいと思っている保護者が多いと感じているが、高校の先生の理解が深まっていくことで、特別支援学級に在籍の中学校卒業後の進路選択の幅を広げてほしい。	23	P23重点事項⑤「通級指導教室等の整備・拡充」に市立高等学校で校内支援の方向性を明確化するための計画を示しております。市立高等学校では「特別支援教育ガイドライン」を作成し、全職員で特別支援教育の目的や内容を共有し、高等学校の支援の充実に取り組んでまいります。	対応2 既記載	
	20	ICT活用の情報を教員への共有だけでなく、保護者へも共有してほしい。	25	全家庭に配付している特別支援教育 家庭・地域教育リーフレットや学校を通じて保護者へICT活用等について情報提供しておりますが、更に周知の方法を検討してまいります。	対応4 事業参考	
	21	読み書き困難のある児童への音声教科書は委員会申請の実施で、すぐ進みました。「聞いた方が理解がいい」「見ながら聴くと理解が進む」と言った、学びの多様性についても理解を広げるためには、デジタル教科書のような全ての児童の手の届くところに音声教材があるといいなと考えます。	25	P25重点事項⑥「個に応じた学びを支える環境整備」に示しておりますが、音声教材の活用推進、音声教科書を必要としている多くの子どもが、利用できるよう教職員への研修の周知なども行ってまいります。	対応2 既記載	
	22	ICT機器等を活用し、子どもがニーズに応じた幅広い合理的配慮を受けることができるようにしてほしい。	25	P25重点事項⑥「個に応じた学びを支える環境整備」に示しているとおり、ICT機器を活用しての合理的配慮の提供等に示しております。また、重点事項⑫すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施に示しているとおり、様々な研修等の機会に合理的配慮の例などを周知し、教職員が合理的配慮の提供に関する意識が高まるように周知してまいります。	対応2 既記載	
	23	病弱学級の医療的ケアが必要な子どもに看護師の配置など手厚さが増した。	26	P26重点事項⑦「医療的ケア児への支援体制の整備」に示しているとおり、医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実のために支援体制の整備を引き続き行ってまいります。	対応2 既記載	
	24	医療的ケアの熊本市としてのシステムは充実していると感じる。	26	P26重点事項⑦「医療的ケア児への支援体制の整備」に示しているとおり、医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実のために支援体制の整備を引き続き行ってまいります。	対応2 既記載	
	25	小学校で授業中等の問題行動が多発していることに対しては、学校が子どもが支援を受ける要請を保護者へ強く勧告できる制度に改善すべきと思う。	28	P28重点事項⑧「専門家の活用と支援の充実」に示しておりますが、行動に困り感を抱える子どもが、保護者と合意形成したうえで状況に応じた支援を受けることができるよう、関係機関と連携した教育相談を行い、保護者と合意形成したうえで、教育相談・支援体制の構築を目指してまいります。	対応3 説明理解	
	26	特別支援教育コーディネーターの専任をぜひ実現してほしい。	28	P28重点事項⑧「専門家の活用と支援の充実」に示しておりますが、特別支援教育コーディネーターは、関係機関と連携したことを支える体制を整備する等、業務が多岐にわたる校務分掌であります。しかし、特別支援教育コーディネーターは校務分掌上の任命となっており、専任としての配置は困難であります。	対応4 事業参考	
	27	発達検査の実施を医療機関だけでなく、福祉関係(療育の場)にも働きかけて、教育相談室の相談回数を1回にできたらいいと思う。	30	P30重点事項⑩「学びの場の柔軟な変更に向けた手続きの円滑化」に示しているとおり、手続き等の見直しや発達検査の実施について検証を行ってまいります。	対応2 既記載	
28	学びの場の変更に関する手続きの見直しで、通級による指導を希望して指導を開始するまでの時間の短縮を図るために、発達が検査できる機関を増やすなどの環境整備することはできないのか。	30	P30重点事項⑩「学びの場の柔軟な変更に向けた手続きの円滑化」に示しているとおり、学びの場の変更に関する手続き等の短縮についての検証を行い、関係機関と連携する等、様々な方向から検証を行ってまいります。	対応2 既記載		
方針3 切れ目ない一貫した支援体制の構築	29	学校の教員が主体的に学ぶことができるような研修のあり方を工夫してほしい。	32	P32重点事項⑫「すべての教員に対する特別支援教育研修の実施」に示しているとおり、特別支援教育の研究会等と連携も含め、主体的で効果的な研修を工夫してまいります。	対応2 既記載	
	30	通級指導教室の記録書の内容を充実してほしい。	32	P32重点事項⑫「すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施」2経路やニーズに応じた特別支援教育研修の実施の通級指導教室担当者への研修の際に、保護者との連携で記録書の充実等についての研修内容を検討してまいります。	対応3 説明理解	
	31	障害者差別解消法により学校が合理的配慮を提供する法的義務があると認識しているが、すべての先生が合理的配慮の提供への意識が高まり、理解が深まるよう全体計画に明記してほしい。	32	P32重点事項⑫「すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施」の取組内容の記述の中に、すべての教職員が合理的配慮の提供に関する意識が高まり、また、理解が深まっていくように追記いたします。 修正前:「管理職を含む、子どもと関わるすべての教職員が、特別支援教育に関する研修を受講し専門性の向上を図る」 修正後:「管理職を含む、子どもと関わるすべての教職員が、合理的配慮の提供を含めた特別支援教育に関する研修を受講し専門性の向上を図る」	対応1 補正修正	
	32	特性があり授業中に子どもの気持ちが落ち着くまで過ごすことができる教室以外のクールダウンできる教室や、感覚過敏で教室内の物音や大声等に悩みを抱えている子ども等が安心して過ごすことができる居場所を作ってほしい。	32	学校現場ではクールダウンを行うため空き教室を利用したり、聴覚過敏の子どもに対してイヤマフを利用したりするなどの対応を行っています。P32重点事項⑫「すべての教員に対する特別支援教育研修の実施」に示しているとおり、今後も、研修をとおして合理的配慮の好事例などを周知して、教職員の合理的配慮の提供への意識や理解が高まる取組を図ってまいります。	対応2 既記載	
	33	音声教科書を検討する際に、教師からの「簡単な聞く方法に慣れても、テストや、中学、高校入試では使えないのだから、使わない方がいい」という間違ったアドバイスをしないための研修が必要と感じる。	32	P32重点事項⑫「すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施」に示しているとおり、合理的配慮の提供を含めた特別支援教育の研修を行い、更に研修やニーズに応じ自立活動の指導等の専門性向上を目的とした研修や様々な研修等で音声教材等の理解や活用についての研修を実施してまいります。	対応2 既記載	
	34	先生方の障がいの理解について学ぶ研修があると知って嬉しく思いました。	32	P32重点事項⑫「すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施」に示しているとおり、すべての教職員に対する特別支援教育研修を実施しております。今後も障がいの理解を深める取組を図ってまいります。	対応2 既記載	
	35	読み書き障がいの理解を進めるためにも理解を深める研修を実施し、理解が広がり、入試の際の合理的配慮を受けることができるようになるようお願いしたい。	32	P32重点事項⑫「すべての教員に対する特別支援教育研修の実施」に示しているとおり、専門研修や動画研修において読み書き障がいについての研修も実施しております。今後も継続して読み書き障がいの理解や合理的配慮の提供の意識を高める研修を行ってまいります。	対応2 既記載	
	36	特別支援教育担当者の専門性向上のためには、特別支援学校教諭免許状保有率を上げる必要があると思うが、この数年高くないのは、通特交流研修中の教員数が母数に入っているからではないか。	32	P32重点事項⑫「すべての教員に対する特別支援教育研修の実施」に示しているとおり、特別支援教育担当者の専門性向上に向け、今後は、特別支援学級等の担当者全体の特別支援学校教諭免許状取得率と特別支援学級等の担当者全体から通特交流研修担当者を除いた取得率の両方を確認しながら、特別支援学校教諭免許状取得率免許取得を奨励してまいります。	対応3 説明理解	
	方針4 教職員の専門性の向上	37	通級指導教室の巡回指導は、在籍校の担任と連携がしやすく効果的であった。	23	P23重点事項⑤「通級指導教室の整備拡充」に示しているとおり、一部支援を必要としていることも、巡回指導を実施する効果も大きいので、巡回指導を含めた指導の充実を図ってまいります。	対応2 既記載
		38	高校では合理的配慮を受けることが難しいと思っている保護者が多いと感じているが、高校の先生の理解が深まっていくことで、特別支援学級に在籍の中学校卒業後の進路選択の幅を広げてほしい。	23	P23重点事項⑤「通級指導教室等の整備・拡充」に市立高等学校で校内支援の方向性を明確化するための計画を示しております。市立高等学校では「特別支援教育ガイドライン」を作成し、全職員で特別支援教育の目的や内容を共有し、高等学校の支援の充実に取り組んでまいります。	対応2 既記載
39		ICT活用の情報を教員への共有だけでなく、保護者へも共有してほしい。	25	全家庭に配付している特別支援教育 家庭・地域教育リーフレットや学校を通じて保護者へICT活用等について情報提供しておりますが、更に周知の方法を検討してまいります。	対応4 事業参考	
40		読み書き困難のある児童への音声教科書は委員会申請の実施で、すぐ進みました。「聞いた方が理解がいい」「見ながら聴くと理解が進む」と言った、学びの多様性についても理解を広げるためには、デジタル教科書のような全ての児童の手の届くところに音声教材があるといいなと考えます。	25	P25重点事項⑥「個に応じた学びを支える環境整備」に示しておりますが、音声教材の活用推進、音声教科書を必要としている多くの子どもが、利用できるよう教職員への研修の周知なども行ってまいります。	対応2 既記載	
41		ICT機器等を活用し、子どもがニーズに応じた幅広い合理的配慮を受けることができるようにしてほしい。	25	P25重点事項⑥「個に応じた学びを支える環境整備」に示しているとおり、ICT機器を活用しての合理的配慮の提供等に示しております。また、重点事項⑫すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施に示しているとおり、様々な研修等の機会に合理的配慮の例などを周知し、教職員が合理的配慮の提供に関する意識が高まるように周知してまいります。	対応2 既記載	
42		病弱学級の医療的ケアが必要な子どもに看護師の配置など手厚さが増した。	26	P26重点事項⑦「医療的ケア児への支援体制の整備」に示しているとおり、医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実のために支援体制の整備を引き続き行ってまいります。	対応2 既記載	
43		医療的ケアの熊本市としてのシステムは充実していると感じる。	26	P26重点事項⑦「医療的ケア児への支援体制の整備」に示しているとおり、医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実のために支援体制の整備を引き続き行ってまいります。	対応2 既記載	
44		小学校で授業中等の問題行動が多発していることに対しては、学校が子どもが支援を受ける要請を保護者へ強く勧告できる制度に改善すべきと思う。	28	P28重点事項⑧「専門家の活用と支援の充実」に示しておりますが、行動に困り感を抱える子どもが、保護者と合意形成したうえで状況に応じた支援を受けることができるよう、関係機関と連携した教育相談を行い、保護者と合意形成したうえで、教育相談・支援体制の構築を目指してまいります。	対応3 説明理解	
45		特別支援教育コーディネーターの専任をぜひ実現してほしい。	28	P28重点事項⑧「専門家の活用と支援の充実」に示しておりますが、特別支援教育コーディネーターは、関係機関と連携したことを支える体制を整備する等、業務が多岐にわたる校務分掌であります。しかし、特別支援教育コーディネーターは校務分掌上の任命となっており、専任としての配置は困難であります。	対応4 事業参考	
46		発達検査の実施を医療機関だけでなく、福祉関係(療育の場)にも働きかけて、教育相談室の相談回数を1回にできたらいいと思う。	30	P30重点事項⑩「学びの場の柔軟な変更に向けた手続きの円滑化」に示しているとおり、手続き等の見直しや発達検査の実施について検証を行ってまいります。	対応2 既記載	

⑳	<p>障がいのある子どもたちやその家族が、地域の一員としていきいきと笑顔で暮らしていくために、身近な「民生委員・児童委員」の方々との関わりはこれからますます重要になっていくと考えます。同委員の活動をとりまとめている健康福祉政策課も、プランの趣旨に則り主体的に関わっていただきたい。</p>	<p>障がい者が地域の一員として過ごしていく中で、民生委員等との連携も必要と考えます。本計画の関係機関と連携した支援の中で、健康福祉政策課とも連携構築を行ってまいります。</p>	対応4 事業参考
㉑	<p>この素案にはインクルーシブ教育の充実という言葉が使われているが、どのような教育を目指しているのか。</p>	<p>インクルーシブ教育とは本来、障がいの有無や国籍、性別といったさまざまな違いのある子どもたちが共に学ぶ教育を目指していくものと捉えています。特別支援教育についても、障がいのあることもないこともが、状況に応じて可能な限り関わり合う活動を通して、共生社会の担い手を育む教育を目指してまいります。</p>	対応3 説明理解
㉒	<p>市民への理解啓発のために常設の交流センターの設置を望む。</p>	<p>市民への理解啓発のために、地域も含めた交流活動の推進を図ってまいります。</p>	対応5 その他
㉓	<p>重めの障がいがあり支援学校へ行く子どもたちが高校生になっても、のびのびと安心して生活ができるような放デイをしっかりと準備していただきたいです。</p>	<p>障がいのある児童が必要なサービスを利用できるよう、障害児通所支援事業の充実を図ってまいります。</p>	対応5 その他

笑顔いきいきプラン（第3次熊本市特別支援教育推進計画）（案）概要版

第2次計画の検証 達成状況 ◎達成 ○本計画で前進している △見直しが必要

基本目標	方針1 「切れ目ない一貫した支援体制の構築」の評価			
一人ひとりの育ちを支える特別支援教育の充実	【取組の目標】 ①関係機関と連携した支援体制の構築・・・達成状況：○ ②幼児期から高校卒業にわたる移行支援体制の整備・・・達成状況：○			
	【成果指標】 支援を必要とする幼児児童生徒についての「移行支援シート」等を活用した引継率			
		R2年度	R6年度	目標値
	市立幼稚園→市立小学校	68.4%	100%	80%
	市立小学校→市立中学校	63.3%	87.9%	100%
	市立中学校→進路先（高等学校・特別支援学校等）	49.9%	75.8%	70%
	方針2 「教職員の専門性の向上」の評価			
	【取組の目標】 ①特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進・・・達成状況：○ ②特別支援学校教諭免許状の保有率の向上・・・達成状況：○			
	【成果指標2-①】 特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進率	R2年度	R6年度	目標値
		調査結果なし	91.4%	100%
【成果指標2-②】 特別支援学校教員及び特別支援学級等担当教員のうち特別支援学校教諭免許を保有する者の割合	R2年度	R6年度	目標値	
	65.0%	84.6%	100%	
特別支援学校における特別支援学校教諭免許保有率	65.0%	84.6%	100%	
特別支援学級・通級指導教室における特別支援学校教諭免許保有率	47.0%	48.2%	70%	
方針3 「連続性のある『多様な学びの場』の充実」の評価				
【取組の目標】 ①個に応じた教育環境の整備・・・達成状況：○ ②通級による指導の活用推進・・・達成状況：○				
【成果指標3-①】 市立特別支援学校2校のセンター的機能による年間巡回相談の回数	R2年度	R6年度	目標値	
	23回	59回	70回	
【成果指標3-②】 中学校において通級指導を受けている生徒のうち、自校指導を受けている生徒の割合	R2年度	R6年度	目標値	
	40.0%	56.8%	60%	
方針4 「共生社会の実現に向けた教育の推進」の評価				
【取組の目標】 ①共生社会を担う人材の育成・・・達成状況：○ ②障がい者理解教育の推進・・・達成状況：○				
【成果指標4-①】 障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶことが、「よかった」と感じる児童生徒の割合	R2年度	R6年度	目標値	
	調査結果なし	82.3%	90.0%	
【成果指標4-②】 市内全小中学校を対象とした障がい者理解に関する授業の実施率	R2年度	R6年度	目標値	
	85.4%	96.3%	100%	

基本目標	方針1：共に学ぶ教育の推進			
共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実	【重点事項】 ①インクルーシブ教育に関する理解推進・効果検証 ②交流及び共同学習の充実 ③通特交流の検証 ④障がい者理解教育の推進			
	【成果指標①】 インクルーシブ教育に関する学校園内の研修の実施率	R6年度	R11目標値	
		調査結果なし	100%	
	【成果指標②④】 障がい者理解に向けて、授業や学校行事等で取組を行った学校園の割合	R6年度	R11目標値	
		96.3%	100%	
	【成果指標②④】 お互いの違いを認め合い、共に学び合っている児童生徒の割合	R6年度	R11目標値	
		82.3%	90%	
	【成果指標③】 通特交流の経験が、授業力や対応力、交流及び共同学習の充実等に対する意識の向上につながったと感じている教員の割合	R6年度	R11目標値	
		調査結果なし	80%	
	方針2：多様な学びの場の充実			
【重点事項】 ⑤通級指導教室の整備・拡充 ⑥個に応じた学びを支える環境整備 ⑦医療的ケア児への支援体制の整備 ⑧専門家の活用と支援の充実				
【成果指標⑤】 通級指導教室を利用している児童生徒の中で、自校の通級指導を受けている児童生徒の割合	R6年度	R11目標値		
	小51.5% 中56.8%	小75% 中75%		
【成果指標⑥】 教育ICT（音声教科書等）を活用、個に応じた多様な学びを支援している学校の割合	R6年度	R11目標値		
	62%	80%		
【成果指標⑦⑧】 関係機関と連携し、支援の充実を図った学校園の割合	R6年度	R11目標値		
	60.6%	85%		
方針3：切れ目ない一貫した支援体制の構築				
【重点事項】 ⑨早期からの教育相談体制の構築 ⑩学びの場の柔軟な変更に向けた手続きの円滑化				
【成果指標⑨】 関係部局と連携して就学相談ができていた小学校の割合	R6年度	R11目標値		
	68.4%	80%		
【成果指標⑩】 「就学相談資料（仮題）」を活用して教育相談を行っている学校の割合	R6年度	R11目標値		
	調査結果なし	100%		
方針4：教職員の専門性の向上				
【重点事項】 ⑪通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進 ⑫すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施（教員、学級支援員）				
【成果指標⑪】 学校園全体で特別支援教育の視点を生かした授業づくりに取り組んでいる学校園の割合	R6年度	R11目標値		
	38.7%	85%		
【成果指標⑫】 特別支援教育に関する研修会への受講率	R6年度	R11目標値		
	91%	100%		

重点事項	取組の内容	関係部局
①インクルーシブ教育に対する理解推進・効果検証	新 ①すべての教職員に対するインクルーシブ教育の理解研修の実施	教育政策課 総合支援課 教育センター
	新 ②モデル校によるインクルーシブ教育の効果検証	
	新 ③先進校への派遣研修の実施と研修の成果の共有	
②交流及び共同学習の充実	新 ①交流及び共同学習の実践の取りまとめと発信	学務支援課 教育センター 総合支援課 指導課 人権教育指導室
	新 ②特別支援学校のこどもの「副籍」の検討（居住地域の学校との連携）	
③通特交流の検証	新 ①通特交流を経験した教員の授業力と対応力の向上に関する検証	教職員課 教育センター 総合支援課
	新 ②交流及び共同学習に対する意識に関する検証	
④障がい者理解教育の推進	①自他の人権を尊重し多様性を認め合う態度を育む教育の実施	総合支援課 障がい福祉課 地域教育推進課 こども発達支援センター 人権教育指導室
	新 ②社会参加を支援する取組（イベントの周知）	
	③市民への理解啓発	
重点事項	取組の内容	関係部局
⑤通級指導教室の整備・拡充	①市立幼稚園における通級指導教室の拡充	指導課 教育センター
	②小・中学校における通級指導教室の整備・拡充	教職員課 学校施設課 総合支援課
	③高等学校における通級指導に係る体制整備	
⑥個に応じた学びを支える環境整備	①効果的なICT機器の活用	総合支援課 教育センター 指導課 学務支援課
	②多様な学びの場の活用	
⑦医療的ケア児への支援体制の整備	①学校看護師への研修の実施	総合支援課 保育幼稚園課 障がい福祉課 健康教育課 放課後児童育成課
	②医療的ケア児への指導に関する教職員の連携体制整備	
	新 ③関係機関との連携による安定的な医療的ケア実施体制の整備	
⑧専門家の活用と支援の充実	①巡回相談員等を活用した教職員への支援	こども発達支援センター 障がいサービス課 教職員課 総合支援課
	②関係機関と連携したこども支援	
	新 ③SC・SSWに対する研修の充実	
重点事項	取組の内容	関係部局
⑨早期からの教育相談体制の構築	新 ①関係部局と連携した早期からの教育相談・支援体制の構築	指導課 保育幼稚園課 保健こども課 こども発達支援センター
	②学びの場の円滑な移行に向けた移行支援シート等の活用推奨	
⑩学びの場の柔軟な変更に向けた手続きの円滑化	新 ①学びの場の変更に関する手続きの見直し	総合支援課 学務支援課
	新 ②「就学相談資料（仮題）」の作成と活用	
重点事項	取組の内容	関係部局
⑪通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進	①特別支援教育の視点を生かした授業づくり支援	総合支援課 教育センター
	②通常の学級におけるステップアップサポーターの活用促進	
⑫すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施	新 ①すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施	総合支援課 教育センター こども発達支援センター
	新 ②経験やニーズに応じた専門研修の実施	
	新 ③研究会と連携した効果的な研修のあり方の検討	